



福岡医発第 931 号
平成 24 年 7 月 2 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻 一良
(公 印 省 略)

福智町三公費（乳幼児、ひとり親家庭、重度障害者）
医療費助成制度の拡大について

今般、福智町より、平成 24 年 10 月 1 日診療分から、乳幼児医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度、重度障害者医療費助成制度を拡大して実施する旨、別紙のとおり通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、会員にご周知いただきますようお願いいたします。

なお、

- 1) 上記 3 制度の実施方法につきましては、現物給付方式です。
- 2) 本制度に関するお問い合わせについては、福智町住民課(0947-22-7761)までご照会ください。

記

改正内容：○乳幼児医療費助成制度

- ①対象年齢を現行の満 6 歳から満 9 歳（小学校 3 年生）に達する日以後の最初の 3 月 31 日までに引上げる。
- ②受給者全員の保険診療（入院・外来）の一部負担金を無料にする。

○ひとり親家庭等医療費助成制度

- ①満 9 歳（小学校 3 年生）に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者の保険診療（入院・外来）の一部負担金を無料にする。

○重度障害者医療費助成制度

- ①満 9 歳（小学校 3 年生）に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者の保険診療（入院・外来）の一部負担金を無料にする。

改訂日：平成 24 年 10 月 1 日



24 福住保医第 60 号
平成 24 年 6 月 26 日

(社) 福岡県医師会
会長 松 田 峻一良 殿

福智町長 浦 田 弘



福智町三公費（乳幼児、ひとり親家庭、重度
障害者）医療費助成制度の拡大について

新緑の候、貴職におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より福智町の福祉医療事業及び医療保健行政につきましては、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、福智町におきましては、平成 24 年 10 月 1 日付けをもって乳幼児医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度、重度障害者医療費助成制度を、平成 24 年 10 月診療分から入院・外来ともに、下記のとおり拡大して実施することと致しました。

つきましては、この事業の趣旨をご理解いただき御協力を賜りますようお願い申し上げます。

尚、この制度の実施方法につきましては、現物給付方式と致します。

会員の皆様への周知方、よろしくお願い申し上げます。

記

○乳幼児医療費助成制度の改正

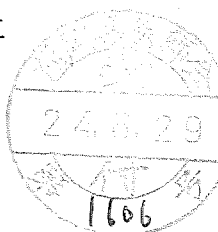
- ① 対象年齢を現行の満 6 歳から満 9 歳（小学校 3 年生）に達する日以後の最初の 3 月 31 日までに引上げる。
- ② 受給者全員の保険診療（入院・外来）の一部自己負担金を無料にする。

○ひとり親家庭等医療費助成制度の改正

- ① 満 9 歳（小学校 3 年生）に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者の保険診療（入院・外来）の一部自己負担金を無料にする。

○重度障害者医療費助成制度の改正

- ① 満 9 歳（小学校 3 年生）に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者の保険診療（入院・外来）の一部自己負担金を無料にする。



福智町三公費医療制度の改正

《お知らせ》

【平成24年10月1日より助成拡大】

1. 乳幼児医療制度の改正

○助成対象年齢を満9歳に達する日以後の最初の3月31日
(小学3年生)までに上げます。

○医療機関窓口での保険診療の一部自己負担金を無料にします。

○所得制限を廃止します。

※年齢の引上げによる新規認定対象者には、7月下旬に
通知書を個人宛に郵送します。

※認定申請の受付期間は(8月6日～8月31日)まで
福智町役場(本庁)住民課にて受け付けます。

2. ひとり親家庭等医療制度の改正

○満9歳に達する日以後の最初の3月31日(小学3年生)
までの受給者について、医療機関窓口での保険診療の一部
自己負担金を無料にします。

3. 重度障害者医療制度の改正

○満9歳に達する日以後の最初の3月31日(小学3年生)
までの受給者について、医療機関窓口での保険診療の一部
自己負担金を無料にします。

○所得制限を廃止します。

福智町住民課〔Tel 22-7761〕